

1. 件名

既存企業における持続的なイノベーション創出のための活動・仕組みに関する調査

2. 目的

全ての企業にとって新たな価値を生み出す事業への取組は不可欠であり、企業の規模に関係なくイノベーションの創出は重要である。その中でもスタートアップ企業は新事業創出の先導役となり、既存の価値観の範囲での事業創造だけでなく、社会的変革をもたらすようなインパクトを生み出す役割を担うと期待されている。日本においてもスタートアップ企業中心でイノベーションを創出するような取組・仕組みを推進しており、国内スタートアップ企業の資金調達額は直近 10 年で約 10 倍に成長したり、大学発ベンチャー企業数も年々増加していたり、その「芽」は着実に育っている。他方、日本全体の研究開発の状況を俯瞰すると、直近 15 年程度で官民研究開発費がほぼ横ばいであり、研究開発効率（研究開発投資に対する 5 年後の付加価値）が諸外国と比べて大きく低下しており、研究開発の量・質ともに伸び悩んでいる。加えて、スタートアップ企業中心のイノベーションについても、米国、中国等の諸外国と比べるとその投資が活発とは言えず、人材の流動性も低く、「芽」が育っているとはいえ、日本は競争力の高い環境を保有している訳ではない。

そのような中、既存企業の中にイノベーションを可能にする経営システムを導入することを志向し、欧州を中心としてイノベーション・マネジメントシステムの国際規格（ISO56002）が策定された。経済産業省では、本規格の考え方を基にして、これまでの既存事業の維持だけでなく、新たなイノベーションを生み出すための変革を目指し挑戦する企業をより増やすべく、日本企業における価値創造マネジメントに関する行動指針を策定した。持続的なイノベーション創出の形として、大企業を含めた既存企業の活動を活性化することについても注目を集めている。

本調査では、大企業・中堅企業等を含めた既存企業が持続的にイノベーションを創出するための活動・仕組み（組織、マネジメント、制度等）について整理し、日本企業が取り入れやすく、効果が見込めることについて考察を行う。また、それを踏まえ、NEDO 等の国あるいは国の機関として取り組むべきこと、制度として見直すべきこと等について検討を行う。

3. 内容

以下の項目を NEDO と密接な連携のもとで実施する。具体的には、調査の具体的な進め方を決定するまでは週次、進め方決定後は月次程度で打合せを実施し、調査期間の中間地点（2024 年末頃）に中間報告として取りまとめを行うことを想定している。

（1）イノベーション創出のための活動・仕組みに係る整理

イノベーション創出のための活動・仕組みとして典型的に実施されている既存企業の取組（新規事業創出プログラム、社内ベンチャー制度、官学との連携含むオープンイノベーション、アクセラレータープログラム等）について日欧中米など主要な国・地域を中心として事例のロングリストを作成し、それに基づいて活動・仕組みを分類・整理し、その特徴等の取りまとめを行うこと。

なお、イノベーションはあくまで試行錯誤によって創出されるものであり、本活動・仕組みはそのような試行錯誤を伴うイノベーション活動を受容し、中長期的な価値を実現するための経営能力や制度を想定している。ただし、各人がそれぞれにイノベーション活動を行うのではなく効果的に行うためのガイドやツールを整備することはそれに含まれる。

(2) 政府支援に係る調査

(1) で分類した各種活動・仕組みに対して、政府として支援している国内外（日欧中米を想定）の取組について調査し、目的、概要、支援の条件、期間、予算、支援先、政策効果、ISO56000 シリーズに対する導入・参照等の関係性等について取りまとめること。

また、スタートアップ企業に対する政策・効果との比較を行うこと。

(3) 企業単位のイノベーション創出のための活動・仕組みに係る調査

(1) で作成したロングリストを基に、数 10 例の事例を深堀調査し、目的、概要、期間、予算、ISO56000 シリーズに対する導入・参照等の関係性、導入効果、政府支援の有無等について取りまとめること。特に、成功あるいは失敗していると明確に評価されている仕組み・マネジメントについて、その要因等の詳細分析を行うこと。

基本的には自身で研究開発を行う企業を調査対象として想定しているが、投資会社による注目すべき事例についても付加的に取りまとめること。

(4) 関連する企業・有識者に係るヒアリング調査

主に (3) に関連する企業や、本分野に係る有識者を対象として、(2) (3) の調査結果を補完し、新たな気付きや提言を得るようなヒアリング調査を数件実施すること。

(5) 総合分析

(1) ～ (4) の結果を総合的に分析し、持続的なイノベーション創出のための活動・仕組みについて、大企業を含めた日本企業が取り入れやすく、効果が見込めることについて考察を行うこと。

また、NEDO 等の国あるいは国の機関として取り組むべきこと、制度として見直すべきこと等について考察を行うこと。

4. 調査期間

NEDO が指定する日から 2025 年 3 月 31 日まで

5. 報告書

提出期限：2025 年 3 月 31 日

提出方法：NEDO プロジェクトマネジメントシステムによる提出

記載内容：「成果報告書・中間年報の電子ファイル提出の手引き」に従って、作成の上、提出のこと。

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

6. 報告会等の開催

委託期間中又は委託期間終了後に、成果報告会における報告を依頼することがある。

以上